

# 排出量取引入門



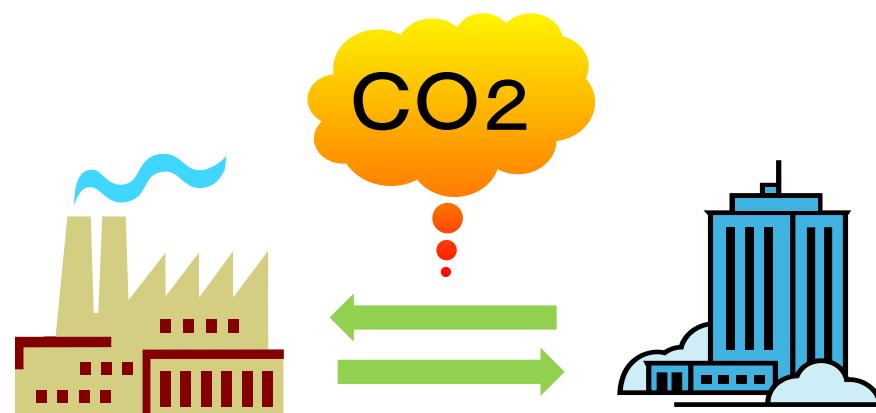
2017年5月  
東京都環境局

# 本説明会の内容

1. 排出量取引制度の概要
  - (1)排出量取引の基本的な事柄
  - (2)削減量口座簿とは
  - (3)排出量取引の例
2. 排出量取引に係る各種手続
3. 第2計画期間の留意事項
4. 総量削減義務と排出量取引システムについて
5. 関係資料の掲載場所

# 1 排出量取引制度の概要

## 1－(1)排出量取引の基本的な事柄

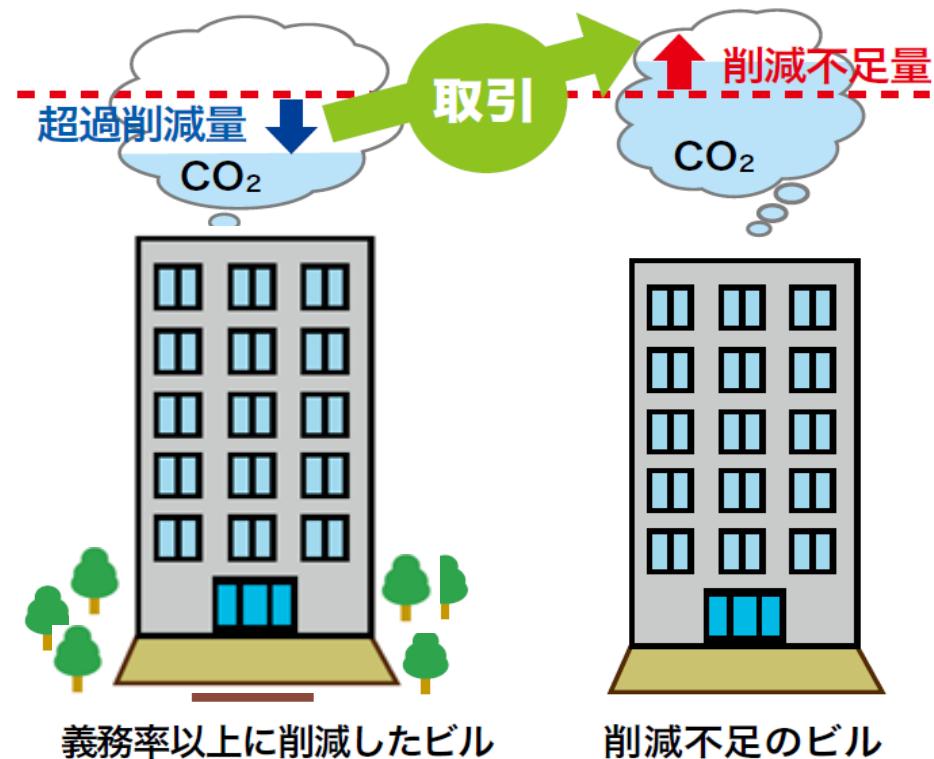


# 総量削減義務と排出量取引制度

## ~制度概要~

- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度。
- 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進。
- 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み。
- 大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能。

排出量取引のイメージ



# 総量削減義務と排出量取引制度

## ～削減計画期間～

### ● 削減計画期間:5年間

第1計画期間：2010～2014年度  
第2計画期間：2015～2019年度

### ● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

- ・ 第1計画期間の整理期間は2015年4月～2016年9月末
- ・ 第2計画期間の整理期間は2020年4月～2021年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、  
それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。

							履行期限 2016年9月末
							履行期限 2021年9月末
							履行期限 2021年9月末
第1計画期間の履行期限			計画期間				
2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
第2計画期間の履行期限			整理期間				
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
 <b>現在</b>							履行期限 2021年9月末

# 総量削減義務と排出量取引制度 ~削減義務率~

- 対象 約1,300 事業所
- 削減義務率

区分		第1計画期間	第2計画期間
I -1	オフィスビル等※1と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I -2	オフィスビル等※1のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している※2事業所	6%	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等※3)	6%	15%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

## 《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1期と同等の削減義務率を適用。
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1期の削減義務率を適用し、第2期の残りの期間は第2期の削減義務率を適用。

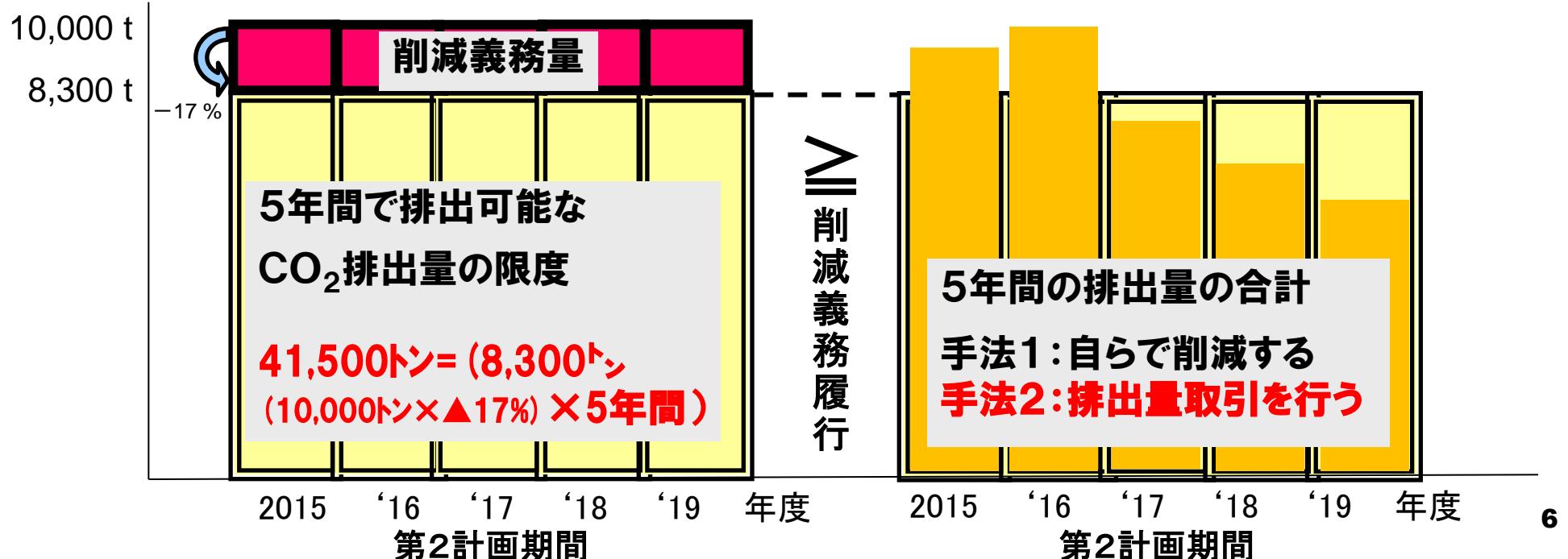
# 総量削減義務の内容

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{基準排出量}} \times \boxed{\text{削減義務率}} \times \boxed{\text{削減義務期間}} \rightarrow \boxed{\text{削減義務量}} \\
 (\boxed{\text{基準排出量}} - \boxed{\text{単年度削減義務量}}) \times \boxed{\text{削減義務期間}} \rightarrow \boxed{\text{排出可能上限量}}
 \end{array}$$

5年間の排出量を、上記で定まる排出可能上限量以下に

(例)「基準排出量」: 10,000 t

第2計画期間の削減義務率: ▲17%削減 の場合

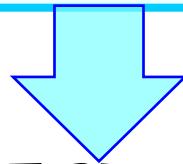


# 排出量取引の位置付け

## 「地球温暖化対策指針」の規定

「…事業所において経済的及び技術的に…実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、…不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。」と対策実施を排出量取引よりも優先するよう決めているが、

一方で、「検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、**計画的な取得**に努めるものとする。」としている。



☞ 取引は、削減不足量が確定してから検討すればよいというものではありません。

☞ 早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。

# 排出量取引では“クレジット”が取引できる

- “クレジット”とは削減対策の実施により得られる温室効果ガスの削減量のこと。
- “クレジット”は5種類

## ① 超過削減量

- ② 都内中小クレジット
- ③ 再エネクレジット
- ④ 都外クレジット
- ⑤ 埼玉連携クレジット

...

自らの削減義務量以上  
に削減した場合に  
クレジットができるもの

オフセットクレジット



- 第1計画期間のクレジットは、一部の再エネクレジットを除き、第2計画期間の削減義務の履行に利用可能。

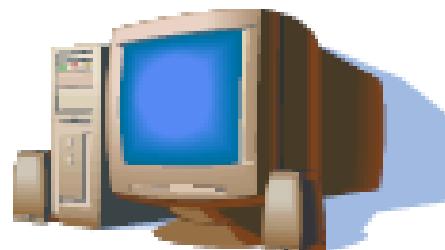


# 排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

- 排出量取引の結果は、東京都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録する。
- 口座簿の記録は、申請等に基づき東京都が行う。
- 口座簿には**2種類**ある。

口座簿

- ①指定管理口座
- ②一般管理口座



# 排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

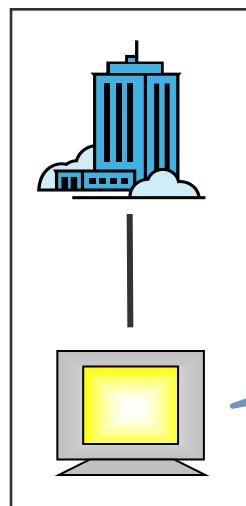
## 【指定管理口座とは】

- ◆ 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す数値である。
- ◆ 環境確保条例・規則の改正(2016年10月1日施行)に伴い各種変更有。  
→ 「3. 第二計画期間の留意事項」(スライドP.50,51)参照

対象事業所

「所」の口座

指定管理口座



事業所と対になるイメージ。  
ひとつの事業所に、ひとつの指定  
管理口座を開設します。  
削減義務の履行状況を管理。

# 排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

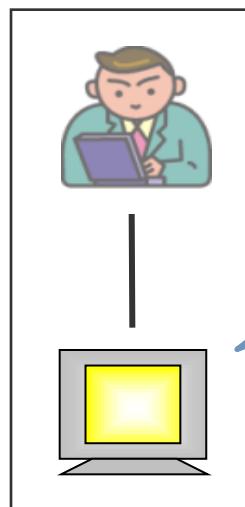
## 【一般管理口座とは】

- ◆ クレジットを売却、購入する際(排出量取引)に必要となる。
- ◆ 排出量取引を希望する場合に開設する。

事業者（口座名義人）

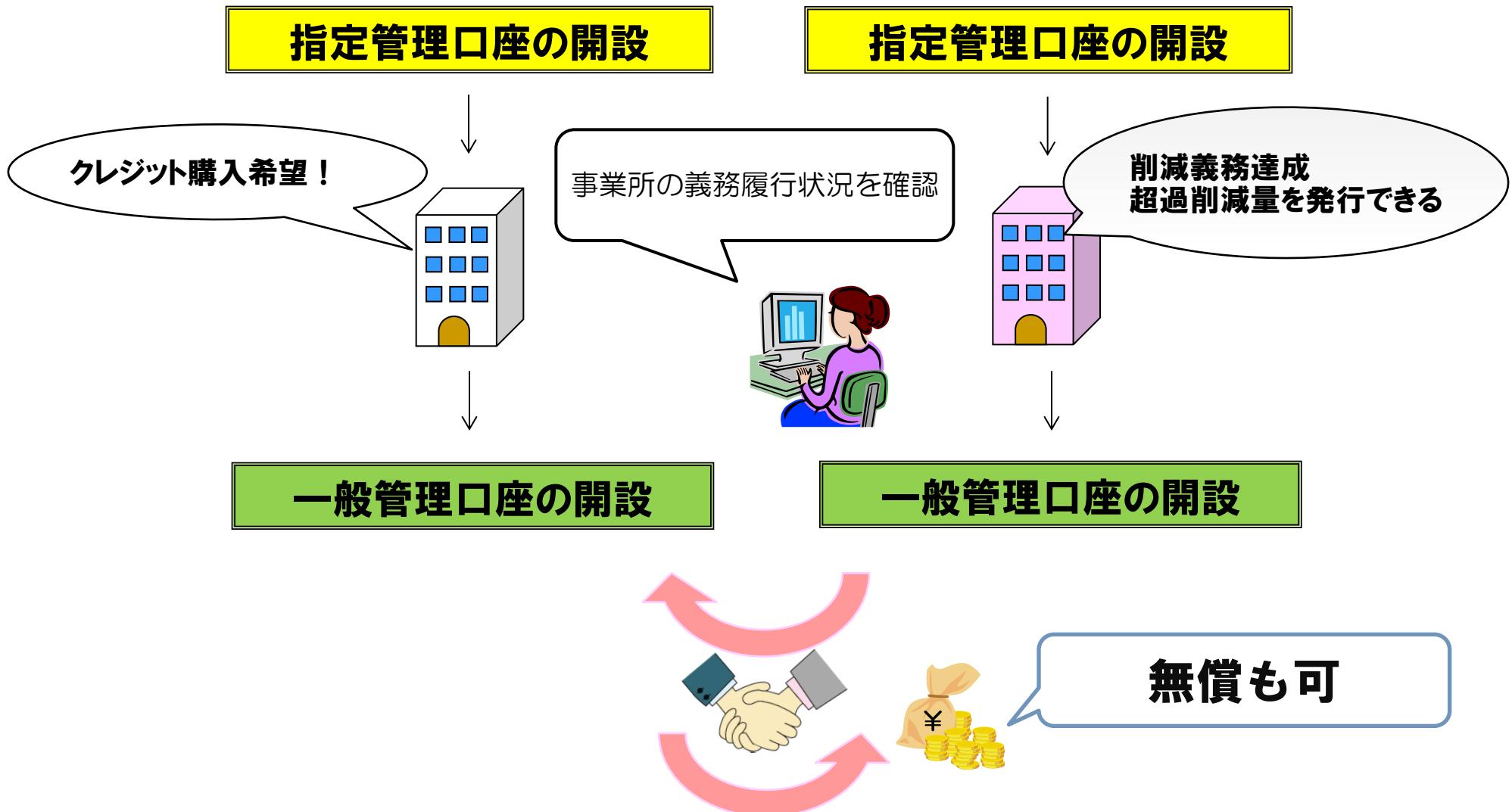
「者」の口座

一般管理口座



希望者が開設。  
取引の記録を行う口座。

# 排出量取引の基本概念



# スケジュールの確認

## 排出量取引の実施



## 削減対策の実施



計画書提出

2017年 11月

2019年

2020年

2021年 9月

計画書提出

5年分の排出量の確定

義務履行状況の確認



不足見込み

クレジット調達

義務充当

バンキング

クレジット  
移転

措置命令→義務不足量×1.3倍の削減命令

命令違反

違反事実の公表

知事が不足量の1.3倍を調達し、その費用を請求

罰金（上限50万円）

計画期間の義務履行期限

整理期間

第2計画期間

# スケジュールの確認

## 排出量取引をするための4つのステップ

### 1. 削減量の確認

義務履行のためにクレジットを購入する必要があるのか、超過削減量の発行が見込めるのか等を確認。

### 2. 口座の開設

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要。

### 3. 調達先の確保

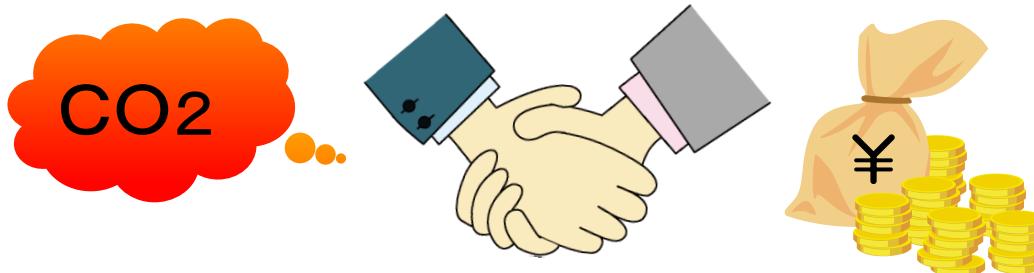
クレジットの購入先を見つけることが必要。

### 4. 計画的な取引の実施

クレジットはすぐに調達できるとは限らない。計画的な手続等が必要。  
(申請によって約2~3ヶ月を要する場合がある。)

# 取引について

- 都の排出量取引は**相対取引**である。
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特にない。



# クレジットの販売先や購入先の見つけ方(1)

## ●電子システムの見積受付登録事業者照会を利用。

見積受付登録事業者照会とは、電子システム内にある掲示板。

クレジットを売りたい、買いたい方が、取引相手を探すために、自らの情報を東京都のシステムに登録できる。

**※一般管理口座を開設している場合に限る。**

見積受付登録事業者照会検索結果					
■ 検索結果					
979件の見積受付登録事業者が検索されました。					
見積受付登録事業者名	所在地（住所）	取扱種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備考
○○株式会社	新宿区○○●丁目	購入	都内中小クレジット	東京都○○区 △△町1-2-3 03-1234-5678	購入備考○○○
▲▲株式会社	新宿区○○▲丁目	購入	再エネクレジット(環境価値換算量)	東京都▲▲区 ●●町1-2-3 03-9876-5432	購入備考○○○

# クレジットの販売先や購入先の見つけ方(2)

- 民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用。

排出量取引セミナーに出展したことのあるクレジットの販売・仲介を行っている事業者の情報を公表している。

The screenshot shows a navigation menu on the left and a main content area on the right.

**Left Navigation Menu:**

- 気候変動対策
- 大規模事業所における対策
- 制度概要
- 排出量取引** (highlighted in yellow)
- 総量削減義務と排出量取引システム
- クレジットの創出
- トップレベル事業所
- テナント事業者
- 制度実績の公表
- 提出書類
- 説明会・講習会一覧
- 条例・規則・指針・ガイドライン等
- 省エネ・節電対策・アンケート
- よくある質問・回答集
- 検証機関・検証主任者向け

**Right Content Area:**

トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

## 排出量取引

- 東京都の排出量取引制度に関するアンケート調査の送付について New
- 排出量取引に関する御案内の送付について
- 東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2014 配布資料を掲載しました
- 排出量取引入門パンフレット、制度動画
- 都供給クレジットの販売 New
- 排出量取引に関する説明資料
- 簡易義務履行状況確認シート
- 排出量取引運用ガイドライン
- 排出量取引の会計・税務処理
- 排出量取引に関する調査結果(取引価格の査定結果等)
- **クレジット販売・仲介事業者** (highlighted with a red box and arrow)
- 排出量取引に関する法的な注意事項
- 申請書類
- 排出量取引の実績(発行量/件数、取引量/件数等)

# クレジットの販売先や購入先の見つけ方(3)

## ●公表データの利用。

### ➤「排出量取引実績等の情報」

購入希望の場合

⇒クレジット発行事業者に問い合わせてみる。

販売希望の場合

⇒クレジット発行時にその情報を公表してみる。

### ➤「計画書のデータ」

排出量データ等を計算し、販売先、購入先候補を検討してみる。

排出量取引等に係る情報（2017年3月）

#### 1 クレジット等の発行（量の単位はt-CO<sub>2</sub>）

##### (1) クレジット等の発行量(平成28年度)

クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数
超過削減量	1,209,397	115	618,445	71	1,044,570	146	354,541	42	351,573	74	1,416,359	169	1,323,843	
都内中小クリジット	0	0	439	1	155	1	0	0	0	0	656	1	680	
再エネクリジット(環境価値換算量)	0	0	0	0	131	1	0	0	0	0	0	0	55	
再エネクリジット(その他削減量)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,081	4	0	
都外クリジット	0	0	5,486	1	45,030	1	6,250	1	0	0	4,660	1	3,125	
埼玉連携クリジット	657	1	2,602	2	0	0	1,000	1	0	0	0	0	0	
合計	1,210,054	116	626,972	75	1,089,886	149	361,791	44	351,573	74	1,424,756	175	1,327,703	
その他ガス削減量 <sup>※</sup>	0	0	93	1	376,000	5	242	1	0	0	55,400	7	0	

※ その他ガス削減量は自らの削減にのみ使用できる(売却不可)。

##### (2) クレジット等の発行先(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

クリジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が希望した場合に限り公表されます。

口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月

A	M	N	O	P	Q	R
	指定番号	第01計画期間における削減義務率(%)			排出上限量 (削減義務期間合計)(t-CO <sub>2</sub> )	特定温室効果ガス排出実績 (削減義務期間合計)(t-CO <sub>2</sub> )
1	2	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	
28	0031	80	80			10,996 6,913
29	0032	60	60	60	60	38,205 21,454
30	0033	80	80	80	80	25,855 12,682
31	0034	80	80			10,014 7,516
32	0036	80	80	80	80	51,517 21,239
33	0037	80	80	80	80	80,445 42,122
34	0038	60	60			9,582 6,718
35	0039	60	60	60	60	17,590 8,652
36	0040	80	80	80	80	32,165 15,255
37	0041	80	80	80	80	46,338 13,763
38	0042	80	80	80	80	171,001 86,883
39	0044	80	80	80	80	67,915 30,320
40	0045	60	60	60	60	22,715 7,264
41	0046	80	80	80	80	31,530 19,786
42	0047	60	60	60	60	44,575 18,816
43	0048	80	80	80	80	59,650 32,881
44	0049	80	80	80	80	20,120 10,204
45	0050	80	80	80	80	13,130 7,525
46	0051	80	80	80	80	16,610 9,157
47	0052	60	60	60	60	40,140 21,264
48	0053	80	80	80	80	152,830 82,473
49	0054	80	80	80	80	64,850 33,571

### 公開情報

総量削減義務と排出量取引制度において

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開して!

・対象事業所一覧(Excel)

・操作マニュアル(対象事業所一覧(Excel)利用者)(PDF)

# 都が公表する価格情報

●環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中。

➤都が供給したオフセットクレジットの販売価格

(2016年度の販売実績なし、2017年度の販売予定なし)

➤東京都の調査による査定価格（この後最新情報を公表）

➤クレジットの移転申請書に記載される申告価格

(2016年5月開催の取引セミナーにて加重平均値を公表)

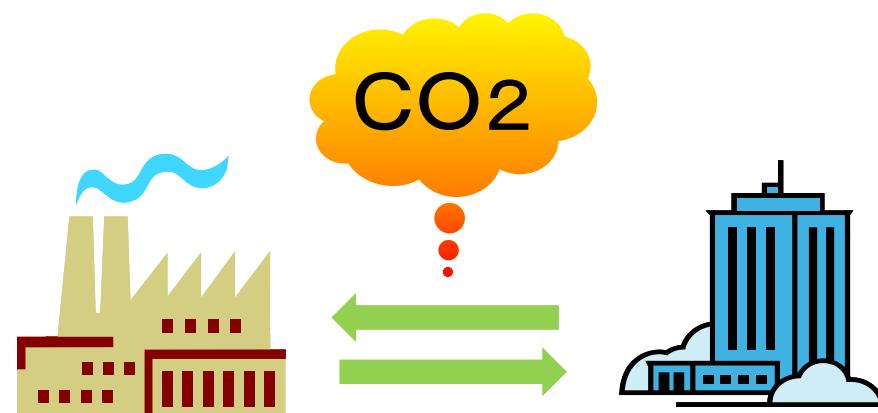
<b>対象 クレジット (Cr.)</b>	次の区分ごとに集計  (ア)超過削減量、都内中小Cr.、 都外Cr.、埼玉連携Cr. (イ)再エネCr.(※)今回は対象なし		<b>集計対象となった取引件数 22</b>						
<b>集計期間</b>	平成27年10月から平成28年3月まで		<b>【取引量レンジごとの加重平均】</b>						
<b>集計方法</b>	制度対象事業者が義務履行のために 行った取引のうち、価格記載のあった ものについて、 <u>取引量レンジごとの加 重平均を算出</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1,000t 以下</th> <th>1,000t 超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>加重平均 (円/t-CO<sub>2</sub>)</b></td> <td><b>1,365</b></td> <td><b>506</b></td> </tr> </tbody> </table>		1,000t 以下	1,000t 超	<b>加重平均 (円/t-CO<sub>2</sub>)</b>	<b>1,365</b>	<b>506</b>
	1,000t 以下	1,000t 超							
<b>加重平均 (円/t-CO<sub>2</sub>)</b>	<b>1,365</b>	<b>506</b>							

※取引量は、50t台～10,000t台である。

※全取引のうちクレジット移転時に価格記載のあった一部  
の事業を集計したものであるため、加重平均値として算出し  
ている数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくま  
で限られたデータの中での統計値である。

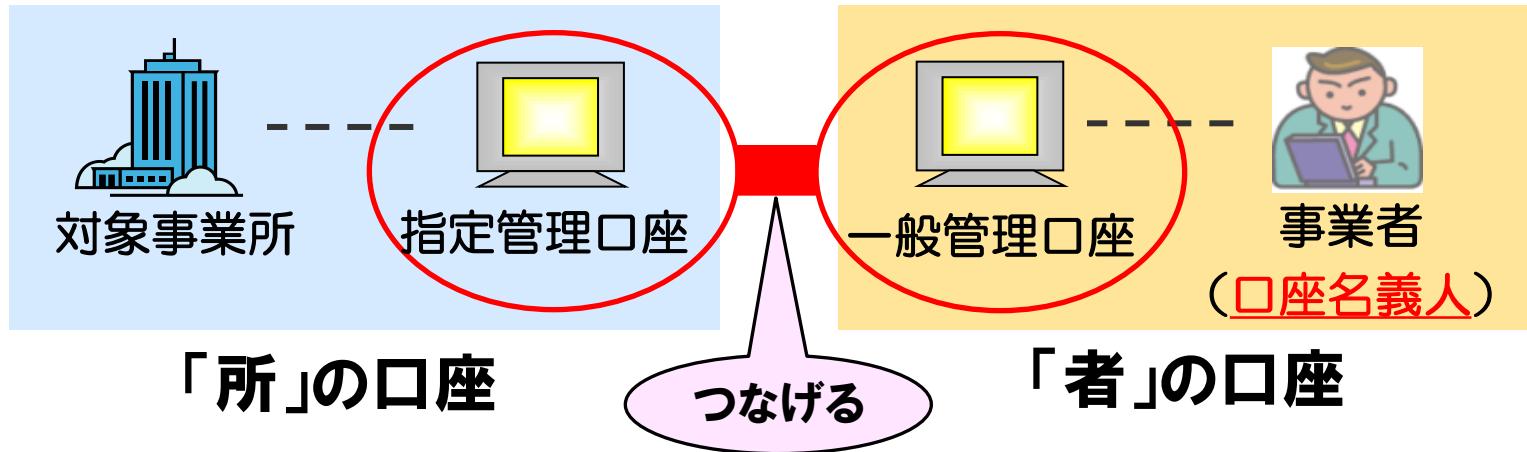
# 1 排出量取引制度の概要

## 1 – (2) 削減量口座簿とは



## 指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

- 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるよう二つの口座を関連付ける必要がある。



- 一般管理口座開設申請書に必要事項を記入することで、指定管理口座と関連付けを申請できる。
- 申請書の提出により、既に開設済的一般管理口座を指定管理口座に関連付けることは、後からでも可能。

# 口座の役割(削減量が余る場合)

①超過削減を達成

②超過削減量を  
発行

③一般管理口座  
へ移転



## 【ポイント】

- 指定管理口座は超過削減量の発行先である。
- 指定管理口座にある段階では、事業所の義務履行状況を表す記録（数値）に過ぎない。

## 【ポイント】

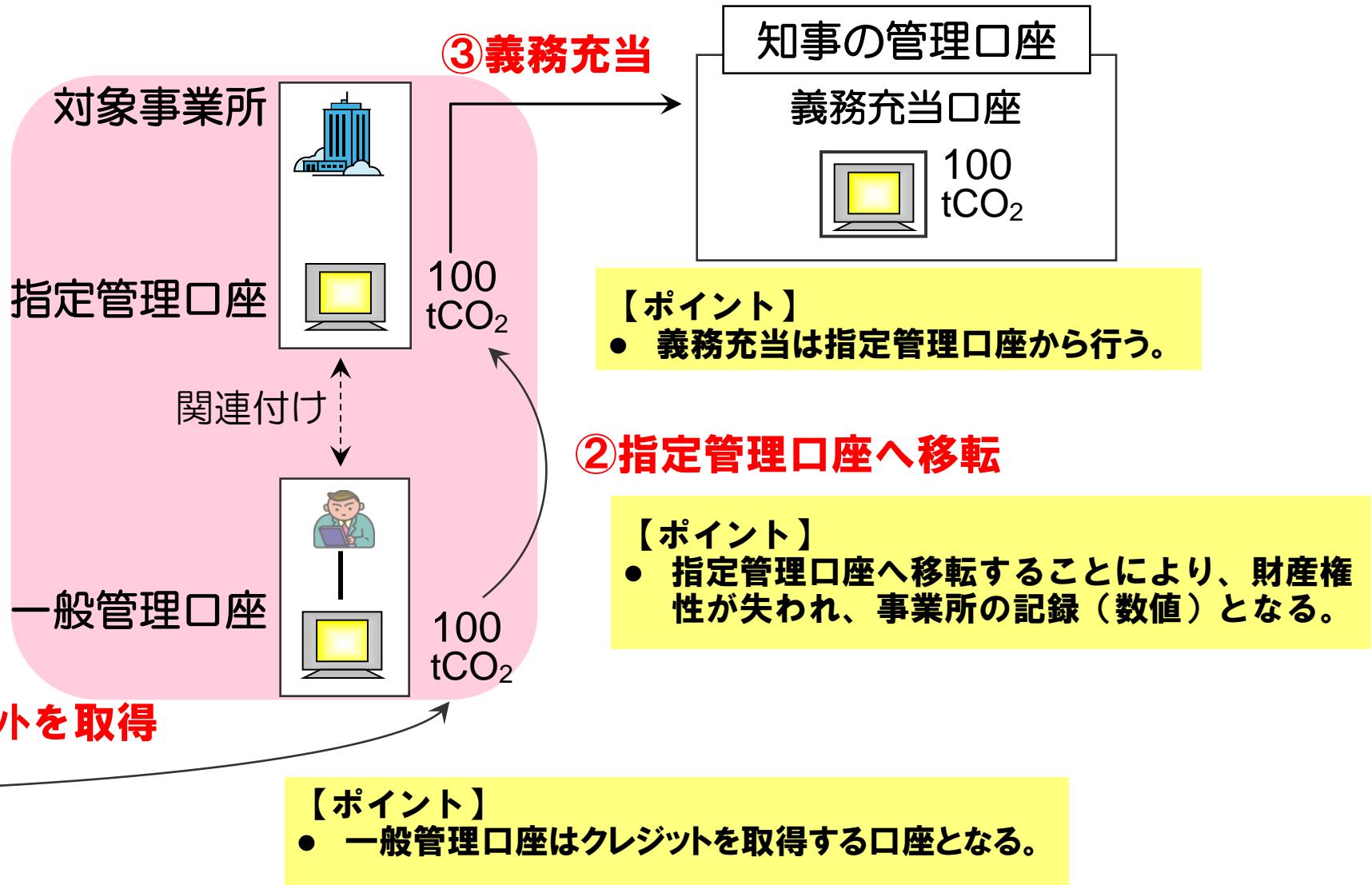
- 超過削減量は、一般管理口座へ移転することにより、**口座名義人に帰属する**。
- 関連付けした一般管理口座に移転できる。

## 【ポイント】

- 超過削減量を他の事業所へ移転する場合は、**指定管理口座から一般管理口座へ移転する**。

④他の一般管理口座へ移転

# 口座の役割(クレジットを義務履行に使用する場合)

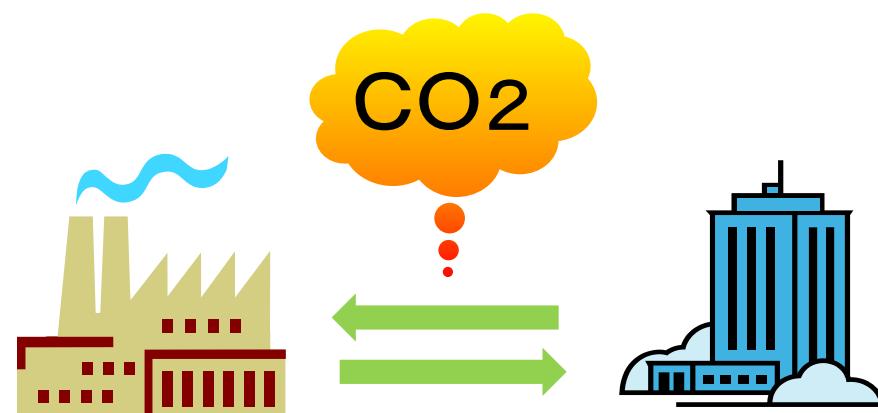


# 口座間の振替パターン

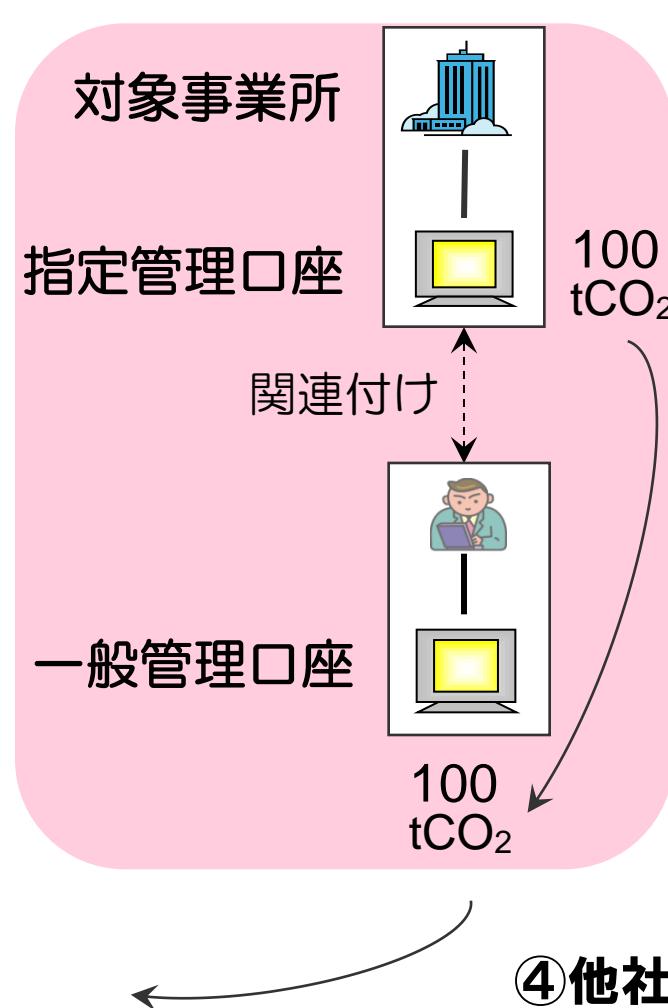
パターン	移転の意味
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量取引の準備のための移転。</li> <li>指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間でクレジットの所有者を決めるための移転。</li> </ul>
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な排出量取引。</li> <li>クレジットの所有者の記録が変更される。</li> </ul>
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の義務を履行する（義務充当口座へ移転する）ために、まずその事業所の指定管理口座へ移転。（その後の義務充当に関しては、P.53を参照）</li> <li><b>一度、指定管理口座に移転されたクレジットは、一般管理口座へ戻すことはできない。</b></li> </ul>
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	<p>この移転はできない。 必ず一般管理口座を経由しなければならない。</p> <span style="color: red; font-size: 2em;">X</span>

# 1 排出量取引制度の概要

## 1 – (3) 排出量取引の例



# 発行と移転について



①超過削減を達成

②超過削減量100tCO<sub>2</sub>を発行

③一般管理口座へ移転

④他社の一般管理口座へ移転

## 【ポイント】

- ・移転するクレジットは口座に発行されていることが必要である。
- ・任意のタイミングでの発行には申請書の提出が必要である。

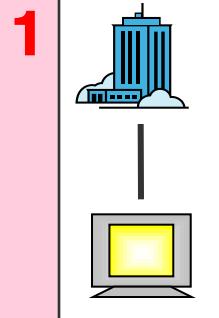
振替可能削減量等発行等申請書

## 【ポイント】

- ・移転には申請書の提出が必要である。

# 超過削減量の取引の例

指定管理口座

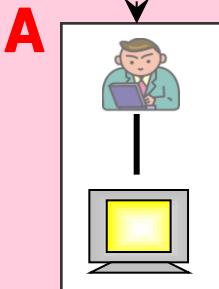


1

100 tCO<sub>2</sub>

①超過削減を達成

関連付け



A

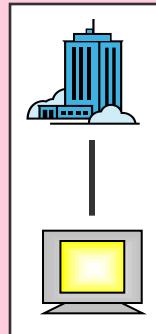
100 tCO<sub>2</sub>

②超過削減量を発行

③一般管理口座へ移転

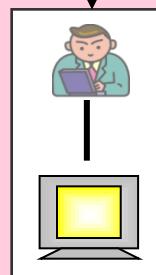
一般管理口座

2



削減義務達成まで  
残り100 tCO<sub>2</sub>

関連付け



B

100 tCO<sub>2</sub>

⑥義務充当

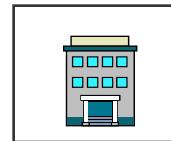
⑤指定管理口座  
へ移転

④対象事業者AとBの間で超過削減量を移転

(対象事業者AとBの間の売買契約等の取り決めによる)

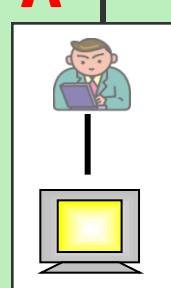
# オフセットクレジットの取得

対象外  
中小規模事業所



- ①削減を達成

中小規模事業所  
の所有者等  
一般管理口座



50  
tCO<sub>2</sub>

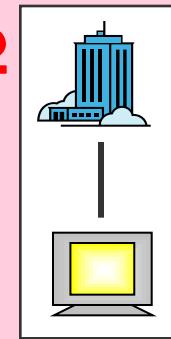
- ②削減量の認定  
を受ける

- ③中小クレジットを  
発行

中小クレジットの場合は、中小規模事業所の所有者等の一般管理口座に直接発行される。

指定管理口座

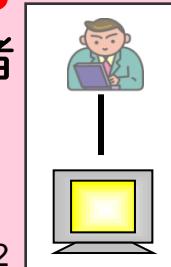
対象事業所



削減義務達成まで  
残り50 tCO<sub>2</sub>

- ②

対象事業者



関連付け

B

50  
tCO<sub>2</sub>

- ⑥義務充当

- ⑤指定管理口座  
へ移転

一般管理口座

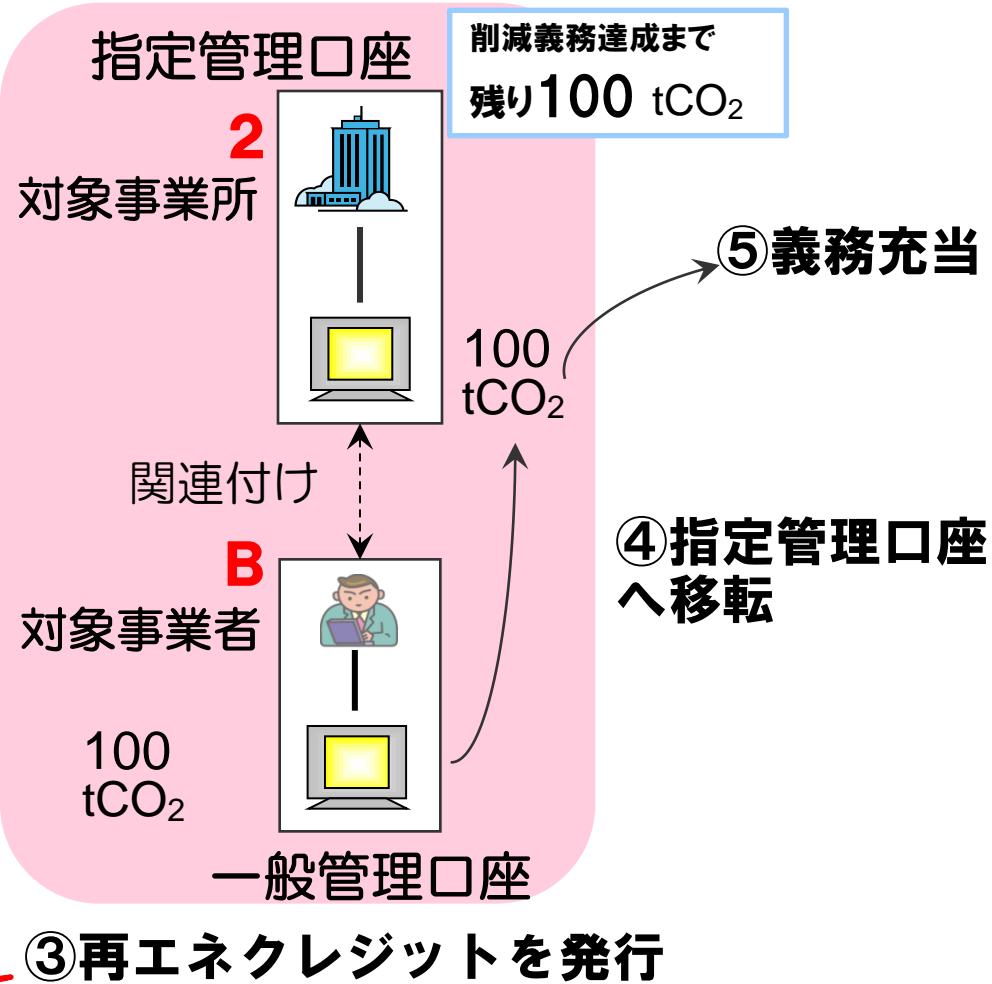
- ④取引参加者Aと対象事業者Bの間で  
中小クレジットを移転

# オフセットクレジットの取得

①グリーン電力証書を購入



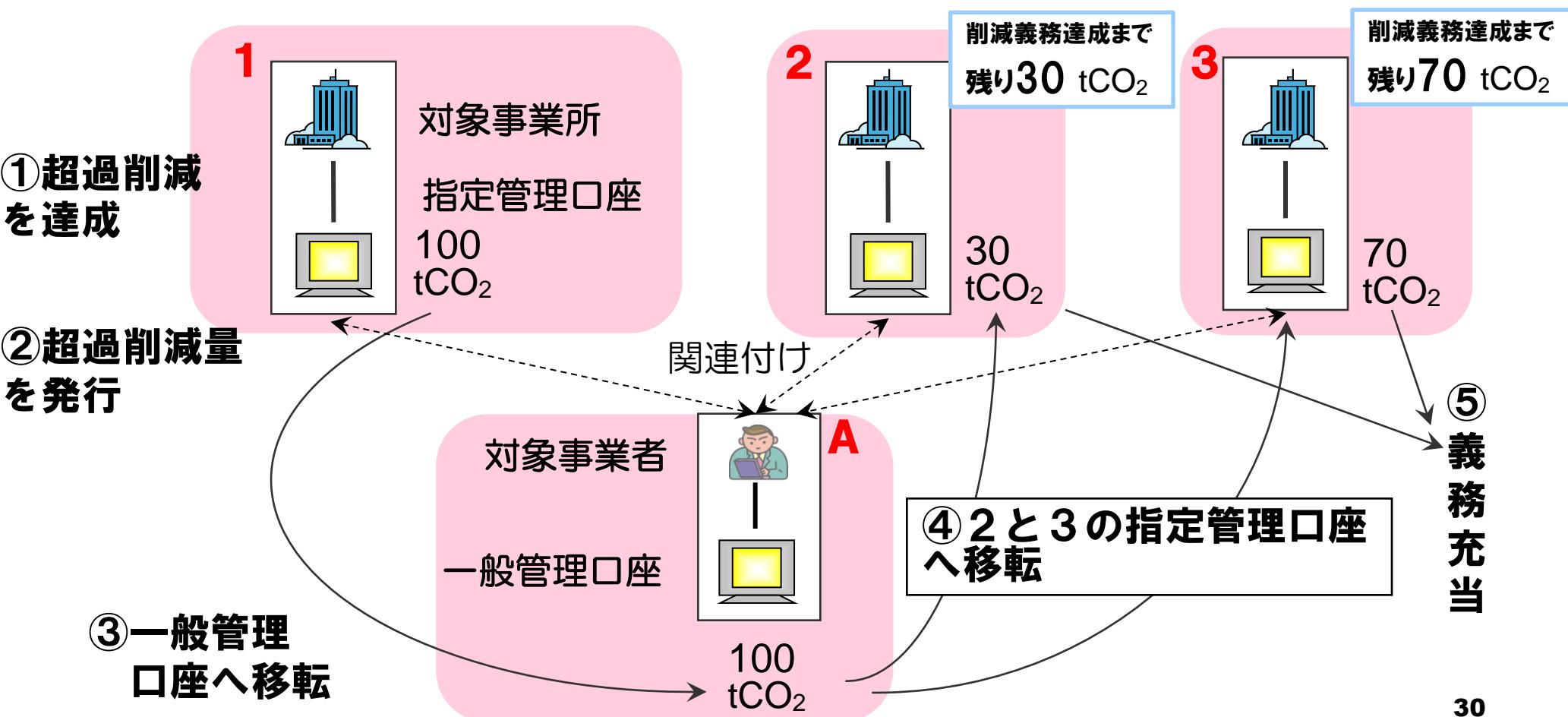
②電力量の認証  
を受ける



再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者的一般管理口座に直接発行される。

# 複数の事業所の義務者の場合の例

対象事業者Aが対象事業所1、2、3の3つの事業所の義務者になっていて、事業所1は義務を超過達成、事業所2、3はクレジットが必要な場合。



## 2. 排出量取引に係る各種手続

# 一般管理口座の開設(1)

## ● 申請者

### 排出量取引をお考えの方

- ア 指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない)
- イ 法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く)
- ウ 次のいずれかに該当する個人

- 口座管理者
- オフセットクレジットの発行を受けることができる者
- 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合の相続人

※1口座につき1口座名義人に限る。

※指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。

## ● 申請書類

### 一般管理口座開設申請書



[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/documents/ippan\\_kouza\\_kaisetsu.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html)

平成 年 月 日		
東京都知事般		
申請者	住 所	
氏 名	㊞	
(注人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		
一般管理口座開設申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次とおり申請します。		
口座を開設できる者の種類		
口座の開設要件に関する事項		
公表を希望する事項		
開設を希望する口座の数	合計 口座	
開通付ける事項 指定管理口座等に係る情報	開通する事項 指定の管理口座 指 定 番 号 開設しようとする 指定の管理口座 番号	合計 口座
1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。		
添付書類	別紙のとおり	
	会社名	公費
	郵便番号	△△△△△
	住所	△△△△△
	所属名	公費
	担当者名	△△△△△
	電話番号	公費
	FAX番号	公費
	E-mailアドレス	公費
	備考	△△△△△
※受付欄		

# 一般管理口座の開設(2)

- 添付書類

全申請者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票（発行後6か月以内のもの）
個人のうち、オフセットクレジット発行事業者	オフセットクレジット認定通知書のコピー
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本など

※排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可。

ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。

# 一般管理口座の開設(3)

## ● 提出物のイメージ

東京都知事 殿		平成 年 月 日																																			
申請者																																					
住 所																																					
氏 名																																					
印																																					
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕																																					
一般管理口座開設申請書																																					
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次とおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>口座を開設できる者</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>口座の開設要件に該する事項</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>公表を希望する事項</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>開設を希望する口座</td><td>合計</td><td>口座</td></tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 10%;">関連付け する旨 を記載 する欄 等に係る情報</td> <td>開設希望する の数</td><td></td> </tr> <tr> <td>開設希望する の種類</td><td>合計</td> </tr> <tr> <td>事業所の名称</td><td></td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td><td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者 番号</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">           電子化による 申請の実施 の有無            1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。            2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。         </td> </tr> <tr> <td colspan="3">添付書類</td> </tr> <tr> <td colspan="3">           別紙のとおり            会社名            郵便番号            住所            所属名            担当者名            電話番号            FAX番号            フax番号            備考         </td> </tr> <tr> <td colspan="3">※受付欄</td> </tr> </table>			口座を開設できる者			口座の開設要件に該する事項			公表を希望する事項			開設を希望する口座	合計	口座	関連付け する旨 を記載 する欄 等に係る情報	開設希望する の数		開設希望する の種類	合計	事業所の名称		事業所の所在地		指定管理者 番号		電子化による 申請の実施 の有無 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。			添付書類			別紙のとおり 会社名 郵便番号 住所 所属名 担当者名 電話番号 FAX番号 フax番号 備考			※受付欄		
口座を開設できる者																																					
口座の開設要件に該する事項																																					
公表を希望する事項																																					
開設を希望する口座	合計	口座																																			
関連付け する旨 を記載 する欄 等に係る情報	開設希望する の数																																				
	開設希望する の種類	合計																																			
	事業所の名称																																				
	事業所の所在地																																				
指定管理者 番号																																					
電子化による 申請の実施 の有無 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。																																					
添付書類																																					
別紙のとおり 会社名 郵便番号 住所 所属名 担当者名 電話番号 FAX番号 フax番号 備考																																					
※受付欄																																					

①一般管理口座開設申請書



②印鑑証明書(原本)



③申請書の電子データ  
(CD-Rやフロッピー)  
※USBは不可

# 一般管理口座の開設(4)

- 申請期限

**ありません。**

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。

申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。

- 提出方法

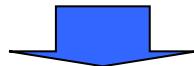
**窓口への持参(※)又は郵送。**

※窓口の予約方法は、次の2通りがあります。

①ホームページから「ヘルプデスク予約申込書」をダウロードし、FAXで予約

(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/contact/helpdesk.html#4>)

②相談窓口に電話して予約(スライドP.69を参照)



申請書の提出後、口座開設手続が完了すると、東京都から「一般管理口座開設通知書」及び口座簿利用者番号(ログインID)が送付される。

# クレジットの振替(1)

## ● 申請者

### 振替可能削減量の移転元の口座 名義人

- ✓ 一つの申請で複数の種類の振替可能削減量又は複数の組合せの口座間について、まとめて振替が可能。
- ✓ 指定管理口座について、義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 指定管理口座について、口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

## ● 申請書類

### 振替可能削減量振替申請書

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/documents/furikae.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html)



		平成 年 月 日	
東京都知事 殿		申請者	
		住 所	
		氏 名	
〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕			
振替可能削減量振替申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。			
減少の記録がされる口座情報	口 座	番 号	管 理 口 座 の 種 類
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事 業 所 の 名 称	
		事 業 所 の 所 在 地	
増加の記録がされる口座情報	口 座	番 号	管 理 口 座 の 種 類
	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）		
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事 業 所 の 名 称	
	事 業 所 の 所 在 地	区	
	指 定 番 号		
振 替 の 原 因 と な つ た 事 由			
振替可能削減量に係る情報	種 類		
	振替の数量	t (二酸化炭素換算)	
	識別番号	~	
1 単位当たりの取引金額		円/t (二酸化炭素換算)	
添 付 書		別添のとおり	
		会社名	
		郵便番号	
		住所	
		所属名	
		担当者名	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
		備考	
※受付欄			

# クレジットの振替(2)

## ● 書類作成上の注意点

### 振替時の申告価格

→原則「1単位当たりの取引金額」欄は記載が必要。

#### ✓ 利用方法

記載いただいた金額は集計し、統計処理した数値のみを公表する。  
(個々の取引金額を全て示すわけではない)

#### ✓ 利用目的

市場価格の判断及び会計・税務処理における公正価格に関する参考情報として利用できることを想定。(公益目的)

東京都知事 殿		平成 年 月 日
申請者 住 所		
氏 名		㊞
〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕		
振替可能削減量振替申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。		
減少の記録がされる座情報	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	番 号
	事業所の名称	管理口座の種類
増加の記録がされる座情報	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）	番 号
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	管理口座の種類
区		
振替の原因となつた事由		
振替可能削減量に関する情報	種 類	
	振替可能削減量に関する情報	（単位換算）
1 単位当たりの取引金額	円/t (二酸化炭素換算)	
別添のとおり		
会社名		
郵便番号		
住所		
所属名		
担当者名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
備考		
※受付欄		

# クレジットの振替(3)

- 添付書類

口座名義人の 情報に変更が あった者	<b>印鑑証明書(発行後6か月以 内のもの)※</b>
個人のうち、印鑑証明書から 氏名及び住所が確認でき ない者	住民票（発行後6か月以内のもの）

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があつた場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

# クレジットの振替(4)

## ● 提出物のイメージ

平成 年 月 日																			
東京都知事殿																			
申請者 住 所																			
氏 名																			
印																			
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕																			
振替可能削減量振替申請書																			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。																			
<table border="1"> <tr> <td>減少の記録がされる座席情報</td> <td>口 座 番 号</td> <td>管 理 口 座 の 種 類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号</td> <td></td> </tr> </table>				減少の記録がされる座席情報	口 座 番 号	管 理 口 座 の 種 類		口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称			指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)			管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号					
減少の記録がされる座席情報	口 座 番 号	管 理 口 座 の 種 類																	
	口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称																		
	指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)																		
	管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号																		
<table border="1"> <tr> <td>増加の記録がされる座席情報</td> <td>口 座 番 号</td> <td>管 理 口 座 の 種 類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号</td> <td></td> </tr> </table>				増加の記録がされる座席情報	口 座 番 号	管 理 口 座 の 種 類		口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称			指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)			管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号					
増加の記録がされる座席情報	口 座 番 号	管 理 口 座 の 種 類																	
	口 座 に 係 る 事 業 所 の 名 称																		
	指 定 地 球 温 和 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 事 業 所 の 所 在 地)																		
	管 理 口 座 に 限 る。) 指 定 番 号																		
振 替 の 原 因 と な つ た 事 由																			
<table border="1"> <tr> <td>振 保 し て お り の 種 類</td> <td>振 替 可 能 削 減 量 に 關 す る 情 報</td> <td>振 替 の 数 量</td> <td>t (二酸化炭素換算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>識 別 番 号</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>1 単 位 当 た り の 取 引 金 額</td> <td></td> <td></td> <td>円/t (二酸化炭素換算)</td> </tr> <tr> <td>添 付 書 類</td> <td>別添のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				振 保 し て お り の 種 類	振 替 可 能 削 減 量 に 關 す る 情 報	振 替 の 数 量	t (二酸化炭素換算)			識 別 番 号	~	1 単 位 当 た り の 取 引 金 額			円/t (二酸化炭素換算)	添 付 書 類	別添のとおり		
振 保 し て お り の 種 類	振 替 可 能 削 減 量 に 關 す る 情 報	振 替 の 数 量	t (二酸化炭素換算)																
		識 別 番 号	~																
1 単 位 当 た り の 取 引 金 額			円/t (二酸化炭素換算)																
添 付 書 類	別添のとおり																		
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 品 等 の 連 絡 先																			
※受付欄																			



**①振替可能削減量振替申請書**

**②印鑑証明書(必要な場合)**

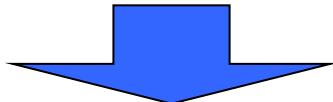
**③申請書の電子データ  
(CD-Rやフロッピー)  
※USBは不可**



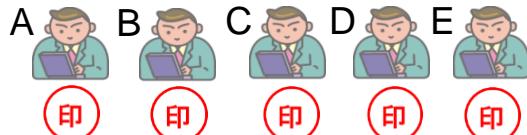
# 口座管理者による申請

## 口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、削減義務者に代わって、指定管理口座に係る申請（超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など）を行うことができる。
- ✓ 削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。
- ✓ 口座管理者の登録申請は、削減義務者全員の記名押印が必要。

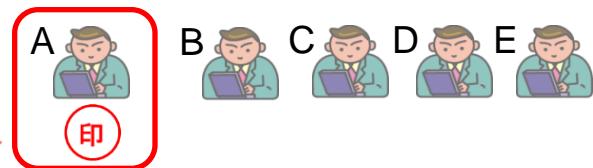


・口座管理者の登録後は、単独義務者の場合と同じ手続手順となる。



口座管理者を登録すると…

指定管理口座に係る申請手続は  
全ての口座名義人の連名である  
必要がある。



口座管理者Aは単独で指定管理  
口座に係る申請手続を代行可能

# 申請様式等の掲載

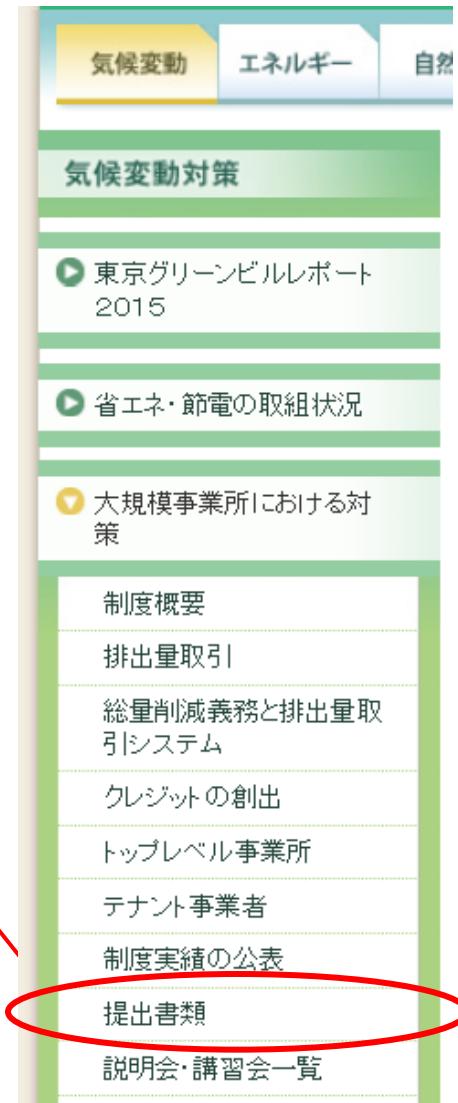
各申請様式については、東京都環境局HPからダウンロードできます。

必要書類及び手続の詳細についても掲載しておりますのでご確認ください。

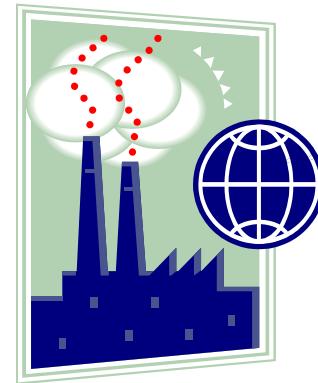
## <提出書類>

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/documents/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html)

掲載場所の  
画面イメージ



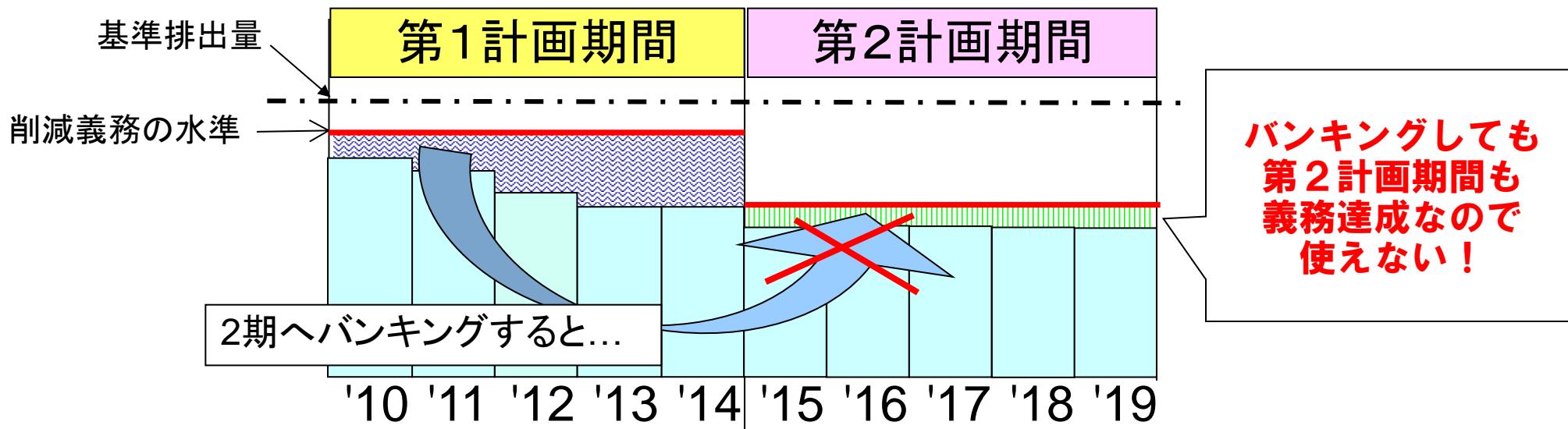
### 3. 第2計画期間の留意事項



# 超過削減の場合の留意事項

●第2計画期間にも  
超過削減となる場合

- クレジットを義務充当し、その分事業所の排出量を減らすことはできない。
  - ・ 例えば、第1計画期間からバンキングした超過削減量を義務充当して、その事業所の第2計画期間の排出量をさらに減らすということはできない。
  - ・ その分、第2計画期間に発行できる超過削減量が増えるということもない。
- 他者への売却、又は自社の他の事業所の削減義務への利用は可能



# バンキングの増量（1）

## ● 背景

- 第2計画期間で使用するCO2排出係数を見直し(計画期間中は固定)  
　　・需要側からのCO2削減を、より効果的・実態に合うものとするため
- これまでの省エネ努力によるCO2削減効果を適切に反映させるため  
基準排出量も見直し後の排出係数を利用して再計算
- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映

## ● 時期

- 2017年度に一斉に実施予定(增量申請等は不要。事前に改めて通知)  
(事業所の廃止などにより、2017年度のバンキング増量前に第2計画期間の義務履行が必要な場合などは、個別に対応)

# バンキングの増量（2）

## ・バンキング量に乗ずる倍率

バンキング量に乗ずる倍率（都規定）	
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定。</li> </ul>
都外クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。</li> </ul>
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定。</li> </ul>
その他ガス削減量	$\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小規模事業所での手続の簡素化のため、一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数比）を設定。 倍率=第2期の電気の排出係数(0.489t-CO<sub>2</sub>/千kWh) ÷ 第1期の電気の排出係数(0.382t-CO<sub>2</sub>/千kWh)</li> </ul>
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県規定の倍率を適用</li> </ul>

## バンキングの増量（3）

### ● 超過削減量に乗ずる倍率

- 次の式により算出する

**第2計画期間の基準排出量 ÷ 第1計画期間の基準排出量**

基準変更を行った場合の第1計画期間の基準排出量については、最後の変更後の基準排出量(1年分の変更量を増減した量)、第2計画期間の基準排出量については、第2計画期間初年度の基準排出量。ただし、各基準排出量には、制度変更に伴う変化量(基準年度2年→1年による変更量、小原単位建物の除外による減少量、高効率コーチェネレーション削減量)は考慮しない。

- 実際には、次の値が使用可能

**基準排出量改定(再計算)時の排出係数の変更に伴う増加率**

○基準年度の増加率 ○都が定める倍率(1.21) ○2013年度排出量の増加率

このうち、事業所が選択したいずれかの倍率

(※)「基準排出量改定申請書」に添付した「基準排出量改定算定書」で確認可能。

### ● 端数処理の注意点

- 創出元事業所ごとに倍率を乗じ、計算結果の小数点以下は切捨て

## バンキングの增量（4）（超過削減量の増量イメージ①）

- ① (2017年度の一斉增量時に) 創出した事業所にクレジットがある場合

### A事業所

(例) 創出した事業所Aの倍率  
 第1期の基準排出量10,100トン  
 第2期の基準排出量12,400トン  
 倍率=  $12,400 \div 10,100 = 1.22772277\cdots = 1.2277228$   
 ※小数点第8位四捨五入

クレジット

80t-CO<sub>2</sub>



創出事業所Aの倍率

$$80\text{t-CO}_2 \times 1.2277228 = 98.217824 \\ = 98 \text{ ※小数点以下切捨て}$$

98t-CO<sub>2</sub>

- ② (2017年度の一斉增量時に) クレジットが移転していた場合

### 創出元事業所A

倍率1.2277228

クレジット

80t-CO<sub>2</sub>

移転

80t-CO<sub>2</sub>

創出事業所A  
の倍率

### 移転先事業所B

倍率1.1889988

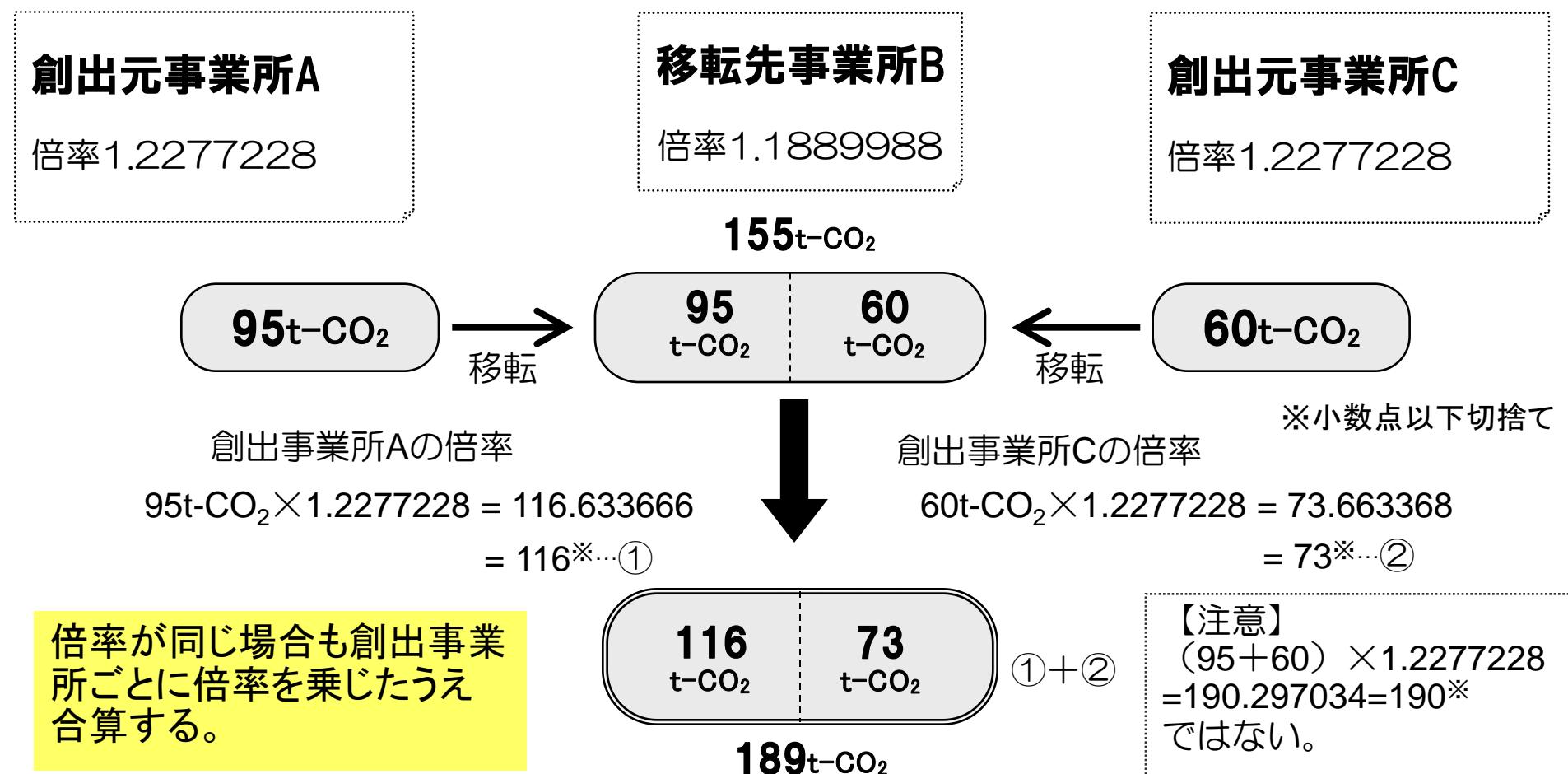
クレジットが移転していた場合も  
創出元事業所の倍率を乗じる。

98t-CO<sub>2</sub>

$$80\text{t-CO}_2 \times 1.2277228$$

## ランキングの増量（5）(超過削減量の増量イメージ②)

③ (2017年度の一斉增量時に) 複数の事業所が創出したクレジットを保有する場合



# バンキングの增量（6）

## ● 契約の際の注意点

- バンキング增量は、クレジットの売り手と買い手の両方に関わる事項。
- 第二計画期間に排出量取引を行う場合は、契約の際に、  
売り手と買い手の間で增量の倍率を確認するなど、  
**バンキングの增量があること等を注意して実施する。**

## ● 会計処理の考え方

- 無償取得であり、クレジット総量としての価値に変動はない。  
⇒会計上の処理は不要と考えることができる。

## ● 必要以上に行った義務充当量

- バンキング增量の対象だが、義務履行のみに利用可能、取引には利用できない。

# 指定管理口座開設申請の廃止

## ●改正前

- 事業者からの「指定管理口座開設申請書」による申請で開設(義務)

## ●改正後

- 事業者からの開設申請によらず、知事が指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設。 ⇒開設申請を廃止
- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により全義務者に通知される。
- 指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、すべての変更後の事業者にログインID等が通知される。
- 平成29年3月に、口座未開設事業者(開設義務のなかった指定地球温暖化対策事業者)に対しては、知事が職権で開設済み。

●2016年10月から  
適用

# 指定管理口座の廃止時期の変更

## ●改正前

- 指定地球温暖化対策事業所の指定の取消しと同時に指定管理口座を廃止

## ●改正後

- 指定取消しの30日後に指定管理口座を廃止。  
⇒指定管理口座の廃止の日までに、指定管理口座に記録されているクレジットを一般管理口座に移転する必要がある(事実上の移転期限)
- 指定管理口座の廃止の際に口座にクレジットが記録されている場合、当該クレジットは抹消されることになるので注意が必要。

●2016年10月から  
適用

# 超過削減量発行の自動化

●2016年10月から  
適用

## ●改正前

- 事業者からの「振替可能削減量等発行等申請書」による申請で発行

## ●改正後

- 削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階  
(義務履行状況が確定した段階)で、知事が職権で発行する。  
⇒超過削減量の発行申請は原則、不要に  
⇒排出量取引システムにて確認可能
- 削減義務期間の途中、発行申請書により、任意のタイミングで発行することは引き続き可能。

# 義務充当の自動化

## ●改正前

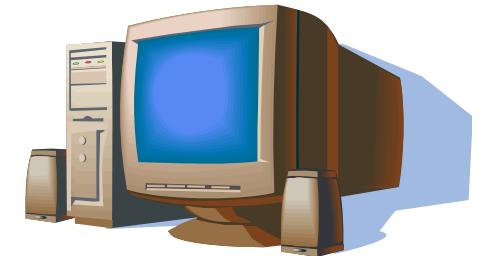
- 事業者からの「義務充当申請書」による申請で充当

## ●改正後

- 義務充当申請期限(※)の翌日において、削減不足量がある場合、指定管理口座に記録されているクレジットを知事が職権で充当する。  
⇒削減不足量に見合ったクレジットを保有していれば、特段の手続きをとらずとも義務履行が可能。  
(※)義務履行期限日の30日前
- 一般管理口座から指定管理口座に振替を行ったクレジットについて、振替後、遅滞なく、知事が職権で充当する。
- 削減義務期間の途中、義務充当申請により、任意のタイミングで充当することは引き続き可能。

●2016年10月から  
適用

## 4. 総量削減義務と排出量取引システムについて



# 総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム。
- ✓インターネットを通じて、Webブラウザ上で操作できる。
- ✓口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できる。
- ✓利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで
- ✓利用料：無料

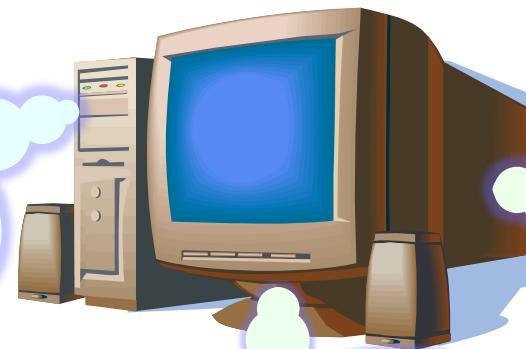
銀行口座のようなイメージ

## ＜取引履歴＞

<OO会社>

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



## ＜義務履行状況＞

<OOビル>

基準排出量 : 3,500t

2010年度排出量 : 3,000t

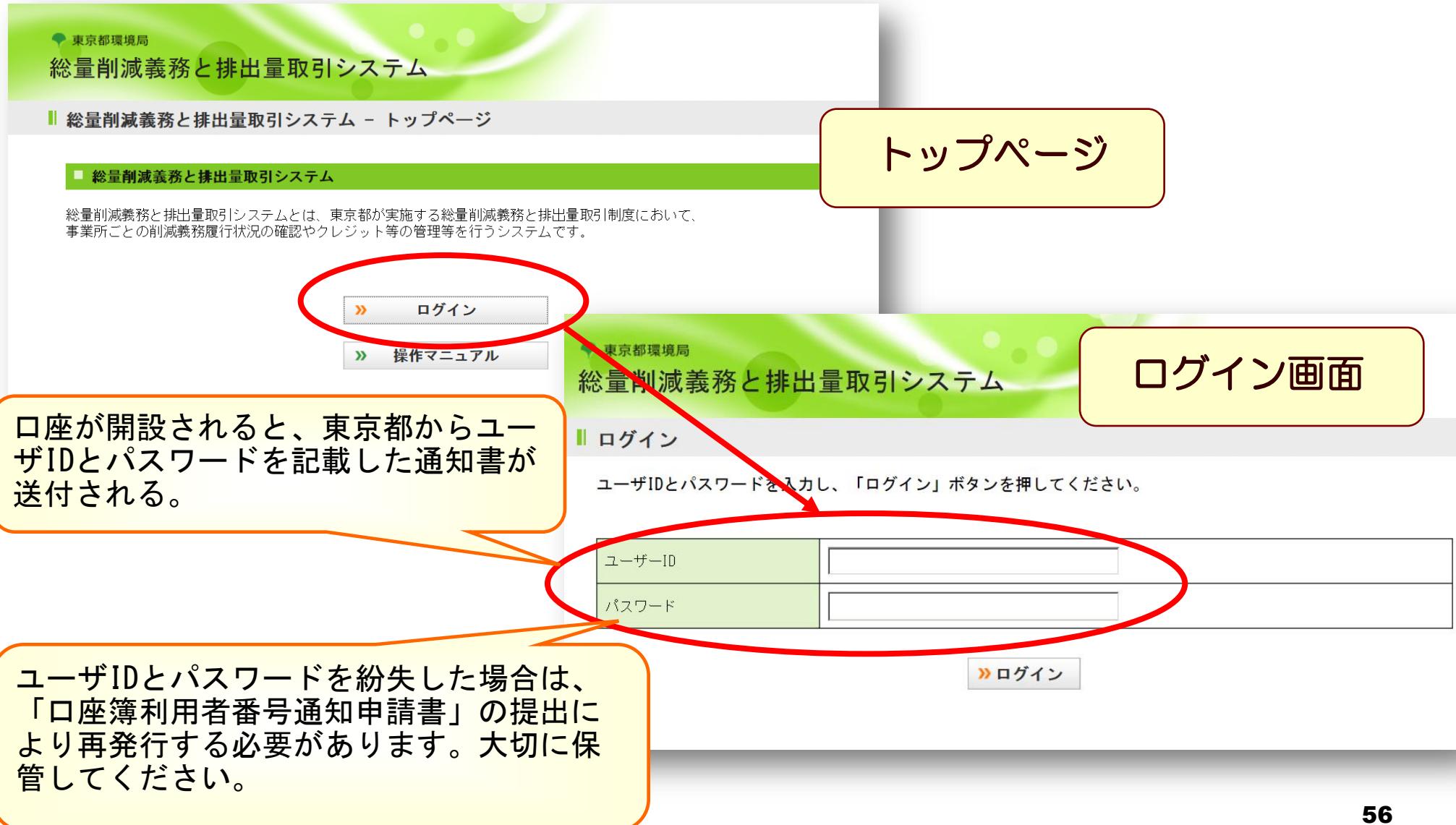
## ＜クレジットの保有量＞

<△△会社>

都内中小クレジット : 100t

超過削減量 : 200t

# システムのイメージ



# システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

## <指定管理口座>

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

## <指定・一般共通>

- ✓ クレジットの保有量の参照
- ✓ クレジットの取引履歴の参照
- ✓ 口座開設者情報の参照

## <一般管理口座>

- ✓ 移転の実行
- ✓ 見積受付登録事業者照会の利用

# システムで何ができるか

**指定管理口座が開設されると、次のことができる※1**

※1 自分が開設した口座のみ

## <指定管理口座>

✓ 基準排出量、削減義務率などの参照

✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照

✓ 義務履行状況の参照

		削減義務率以外の数値の単位はt-CO <sub>2</sub>						
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率		
事業所区分		I -2	I -2	I -2	I -2	I -2		
トップレベル事業所の認定区分								
電事法関連の適用区分								
決定及び予定の量	基準排出量	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041		165,205
	削減義務率	15%	15%	15%	15%	15%		
排出上限量								140,425
	削減義務量							24,780
実績	特定温室効果ガス排出量	23,334						23,334
	排出削減量	9,707						9,707
その他ガス削減量の								

超過削減量の発行可能な量が一目でわかる

義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量		9,707					9,707
超過削減量発行可能量		4,751					
残りの削減義務期間における排出上限量				117,091 t-CO <sub>2</sub>			

# システムで何ができるか

**指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1**

※1 自分が開設した口座のみ

(例)一般管理口座の画面

## <指定・一般共通>

- ✓ クレジットの保有量の参照
- ✓ クレジットの取引履歴の参照
- ✓ 口座開設者情報の参照

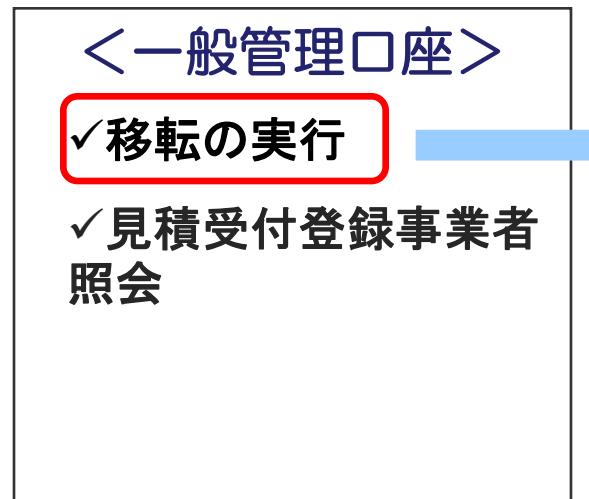


The screenshot shows two main sections of a web-based management system:

- クレジット情報 (Credit Information):** This section displays credit details. A red box highlights the first row of a table showing credit serial numbers (クレジットシリアル番号) ranging from 130-10000000012345 to 130-19999999912345, the credit type (クレジットの種類) "再エネクレジット (その他削減量)", the category (クレジットの種類 (詳細)) "特定小水力", and the quantity (クレジット量 (t-002)) "1,000".
- 検索結果 (Search Results):** This section shows search results for transaction history. A red box highlights the first four rows of a table. Each row includes a selection checkbox (選択), a transaction ID (項番), the completion date (取引完了日付), the application category (申請区分), the transfer status (移転実行状態), and the transaction ID (取引履歴番号). The first row's transfer status is highlighted in red as "移転実行待ち" (Pending Transfer Execution).

# システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1



※1 自分が開設した口座のみ

申請書の都審査完了後、売り手が行う

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	特種
移転実行状態	特種実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

■ 移転元口座情報

口座番号	130-110-4000000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人・名称	株式会社クレジット発行
口座名義人の代表者名（個人氏名）	東京花子
口座名義人の所在地（住所）	東京都江東区豊洲×丁目

■ 移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人・名称	クレジット移転株式会社
口座名義人の代表者名（個人氏名）	江戸一郎
口座名義人の所在地（住所）	東京都大田区羽田×丁目

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM~TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-002)
0000000012345~ 00012367	再エネクレジット（環境価値換算量）	風力	1

移転が完了しました。

取引履歴番号 130-2111111119

» 検索結果一覧画面に戻る

» 移転実行

ボタンを押して、移転完了！

一般管理口座から一般管理口座への移転の場合のみ、「移転実行」の操作が必要。

# システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>		
✓ 移転の実行		
✓ 見積受付登録事業者照会		



見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。  
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。  
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱種別	見積受付事業者としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考（最大1,000文字） ※連絡先、PR等、ご自由に入力してください。
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望する	超過削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算量) 再エネクレジット(その他削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲- ■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談ください。
<input type="radio"/>	販売	希望しない			

↑ 売り手・買い手を探すことができる！

この画面で登録した情報がシステム上に公開される。

# 口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は「指定(又は一般)管理口座開設通知書」に記載あり
- 「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能  
⇒指定(又は一般)管理口座開設申請書の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送。
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる  
⇒変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトしてから作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度)設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない。

# 登録情報の確認

**口座名義人情報・連絡先の登録情報が最新の情報になっているか確認**

- 口座の連絡先は、「地球温暖化対策計画書」の連絡先とは別に設けられているので、特に注意が必要となる。

The screenshot displays the 'Account Information Confirmation' page of the 'Total Amount Reduction Obligation and Emissions Trading System' (総量削減義務と排出量取引システム) for the Tokyo Metropolitan Environment Bureau (東京都環境局).

Top navigation bar: 前回ログイン時刻: 2015/10/29 15:11:18 (Last login time), メニュー (Menu), ヘルプ (Help), ログアウト (Logout).

Main content sections:

- 口座情報詳細(指定管理口座)**: Shows account details:
 

口座番号	130-100-9999-0
管理口座の種類	指定管理口座
口座状態	開設
開設日	2015/10/13
口座情報最終更新日	2015/10/13
- 指定地球温暖化対策事業所に係る情報**: Shows information about designated climate change mitigation business sites:
 

指定番号	9999
事業所の名称	株式会社指定管理
事業所の所在地	新宿区〇〇▲丁目■番地
事業所の状態	特定地球温暖化対策事業所
- 口座管理者情報**: Shows account manager information:
 

指定期間	口座名義人から指定
法人名称	-
代表者名（個人氏名）	-
所在地（住所）	-
- 特定一般管理口座情報**: Shows specific general management account information:
 

会社名（個人氏名）	-
住所	-
所属名	-
担当者名	-
電話番号	-
FAX番号	-
メールアドレス	-

Bottom navigation bar: >> 口座名義人表示 (Show Account Holder Information).

# 口座情報一覧について

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Environment Bureau's website. At the top, there are tabs for Climate Change, Energy, Natural Environment, Waste, Vehicles, Air, Noise, Chemical Substances, Soil Pollution, and Water Environment. Below this, a sidebar for 'Climate Change Countermeasures' lists various topics, with 'Emissions Trading' and 'Emissions Trading System' highlighted by a red circle. A main content area titled 'What is the Emissions Trading System?' provides details about the system. At the bottom, a section for 'New Information' includes a link to 'Account Information List' which is circled in red.

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの。
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できる。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表する。

(例) 指定管理口座情報一覧 (PDF) イメージ

新着情報		口座名義人に係る情報			
		氏名(法人にあっては、名称)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
2013年1月26日 システムの機能が一部追加されました。 「移転実行」をする際に、「第2パスワード」		東京都府 新宿区	東京都新宿区西新宿○丁目△-× ○○ビル		
「第2パスワード」は初め、設定されています。 「変更」をクリックし、設定してください。		東京都	東京都新宿区西新宿○丁目△-× ○○ビル		
		振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	氏名又は会社名	所属名	電話番号
		東京都	環境局		FAX番号
					メールアドレス
			130-100-XXX-00 ○○ビル △△株式会社		
口座名義人に係る情報		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
		東京都新宿区○丁目△-× ○○ビル			

口座番号が分からなくなった場合はここから確認

# 5 関係資料の掲載場所

The screenshot shows a search results page for "東京都 排出量取引" (Tokyo Greenhouse Gas Emissions Trading) on the Tokyo Metropolitan Environment Agency's website. The URL is [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/cap\\_and\\_trade/documents/shitei\\_kouza\\_kaisetsu.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/documents/shitei_kouza_kaisetsu.html). The page includes a search bar, a navigation menu with links like "気候変動", "エネルギー", and "自然環境", and a sidebar with sections for "新着情報" (New Information), "接続会員" (Connected Members), and "お問い合わせ" (Contact Us). The main content area displays a green-themed layout with various text snippets and small images related to greenhouse gas emissions trading.

# 排出量取引の情報は、東京都環境局HPから

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Environment Bureau's website. A red circle highlights the 'Climate Change' menu item. Another red circle highlights the 'Large-scale Business Establishments' link under the 'Climate Change Response' section. A third red circle highlights the 'Emissions Trading' link under the 'Large-scale Business Establishments' section. A fourth red circle highlights the 'Video' link on the right side of the page. A blue box with white text points to the 'Login' link in the sidebar: 'システムログインはこの先⇒'. A purple box with white text points to the 'Application Forms' link in the sidebar: '各申請様式はこちら⇒'.

**システムログインはこの先⇒**

**各申請様式はこちら⇒**

**動画もご覧いただけます。**

<排出量取引>

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/trade.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade.html)

# 排出量取引に関する情報公開について

クレジットの発行量や取引量など、排出量取引に関する情報を東京都環境局HPで公表しています。

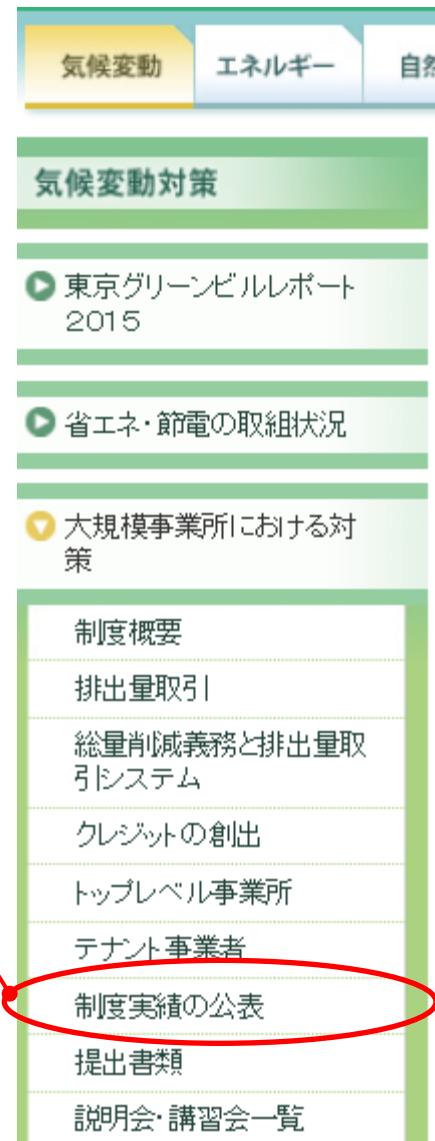
## ＜制度実績の公表＞

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/data.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/data.html)

に、「排出量取引に係る情報」としてPDFファイルを掲載

(2) クレジット等の発行先(平成28年4月1日～〇月〇日)		クレジット等の発行先は、発行口座の口座名義人が複数いる場合に限り公表されます。		
口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の姓(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月

2 ゲリット等の移転量（量の単位は1t-0g） (平成28年4月1日～〇月日)											
(1) クレジットの移転量											
管轄口座の種類	専用消滅用	都市・中小リスク	再生リスク	再生リスク	都市・中小リスク	堆玉連携リカゼ	その他外取済量	合計	移転量	移転量	移転量
移転量	件数	移転量	件数	移転量	件数	移転量	件数	合計	移転量	移転量	移転量
専用消滅用から の移転	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX
都市・中小リスク からの移転	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX
再生リスクからの 移転	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX
堆玉連携リカゼ への移転	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX
その他外取済量 への移転	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX
合計	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX	XX	XXX



#### (例) 排出量取引に係る情報 (PDF) イメージ

# 口座情報一覧について

気候変動 エネルギー 自然環境 廃棄物 自動車 大気・騒音・振動・悪臭 化学物質・土壤汚染 水環境 環境アセス

**気候変動対策**

● 大規模事業所における対策

制度概要  
排出量取引  
**総量削減義務と排出量取引システム**  
クレジットの創出  
トップレベル事業所  
テナント事業者  
制度実績の公表  
提出書類  
説明会・講習会一覧  
条例・規則・指針・ガイドライン等  
省エネ・節電対策・アンケート  
よくある質問・回答集  
検証機関・検証主任者向け  
環境配慮型DC認定制度

トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システム

**総量削減義務と排出量取引システムについて**

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで

実績、計画、口座一覧等の公表

口座開設者はこちら（ログイン）

新着情報

2013年1月26日  
システムの機能が一部追加されました。  
「移転実行」をする際に、「第2パスワード」  
「第2パスワード」は初め、設定されていません／変更」をクリックし、設定してください。

（例）指定管理口座情報一覧（PDF）イメージ

口座名義人に係る情報				
氏名（法人にあっては、名称） 東京都 新宿区	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都新宿区西新宿○丁目△-× ○○ビル			
口座管理者に係る情報 氏名（法人にあっては、名称） 東京都	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都新宿区西新宿○丁目△-× ○○ビル			
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
氏名又は会社名 東京都	所属名 環境局	電話番号 03-XXXX-XXXX	FAX番号 03-XXXX-XXXX	メールアドレス e-mail@metro.tokyo
口座名義人に係る情報				
氏名（法人にあっては、名称） △△株式会社	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都新宿区○丁目△-× ○○ビル			

口座番号が分からなくなったらここから確認

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの。
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できる。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表する。

# 相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「排出量取引制度に係る相談窓口」では、排出量取引に関する相談についてもお受けしています。

- ✓ 口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓ クレジットの取引方法
- ✓ 会計税務の取扱い
- ✓ その他排出量取引に関するここと

お気軽にご相談ください。

＜東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課 相談窓口＞

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 16 階北側

TEL : 03-5388-3438 FAX : 03-5388-1380

Email : [torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp) (排出量取引に関する御質問)  
[keikakusho@ml.metro.tokyo.jp](mailto:keikakusho@ml.metro.tokyo.jp) (制度全般に関する御質問)